

## 第1 子どもの供述の特徴と課題

### 1. 子どもの供述の問題

#### （1）はじめに

犯罪を解決し、将来の犯罪を予防するには子どもからでの事情聴取が重要である。しかし、子どもから情報を正確に聞き出すことは容易ではない。ここでは、子どもの供述の信用性を下げるいくつかの要因について説明する。一般的な認知発達、特に被暗示性等の子どもの側の問題、面接までの時間や面接者、質問の質などの大人の側の問題、そして面接の繰り返しという組織的問題について述べる。

#### （2）供述の信用性に関わる問題

##### ア 子どもの認知発達

正確な供述には、出来事を正確に知覚する力、記憶し保持する力、そして伝達する力が重要である。このいずれにおいても、幼児は児童より、児童や青年よりも劣っている。例えば、私たちは、知識がありよく知っているものであれば、よくよく知覚し記憶することができる。カフスが何をやるもので、一般にどのような役目を果たすものか知識がある方が、ない場合よりも、カフスの存在を認め、カフスとして記憶することが容易であるだろう。子どもは生活年齢が短く知識が少ないため、知覚し記憶するための手がかりが少ない。そのために効率よく知覚し、記憶することができない。

伝達する力も年齢を追って向上する。幼児は1歳を過ぎたころから言葉を話すようになるが、出来事を報告するようになるのは3, 4歳である。しかし、4歳であってもファンタジーと現実が一緒になったり、別の出来事が一つになったりする（上原,）。また、一般に出来事は「いつ、どこで、誰が、何を、どうした」から成るが、これらの情報の理解や産出には発達の順序がある。「何をした、どうした」という「活動」については4, 5歳児でもかなり産出することができる。「誰」「どこ」は、自発的には報告されにくい、質問すればある程度は報告することができる。しかし、「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく、尋ねられても正確に答えられないことが多い。特に、「いつ」という時間情報が答えられるようになるのは7, 8歳以降である。大人であっても手帳やメモなどを見なければ正確な日付を思い出すのは困難であり、児童ではその傾向はさらに強い。

##### イ 被暗示性の問題

加えて、子どもの認知発達における大きな特徴として「被暗示性」がある。被暗示性は、他者・他所から得られた情報を自らの考え・体験であるかのように思いこんでしまう傾向性である。被暗示性が高い原因としては、①認知能力の発達が十分でなく、体験したことや目撃したことを正確に記憶にとどめておくことができない（エピソード記憶が確立していない）、②自己の発達が十分でないため、自分の体験に由来する情報と他者から与えられた情報の区別が付きにくい（情報源の混乱が生じやすい）、③常に大人の庇護のもとで生活しているため、大人の言うことはきくべきだ、あるいは大人を喜ばせたいという態度をとりがちである（迎合性がある）などが挙げられる（仲, 2005; 仲・上宮, 2005）。

幼児，児童の被暗示性が高いことを示す実験研究は数多く行われている。例えば，菊野（1993）は小学校2年生と5年生を対象に，チューリップが咲いている公園などの画像を提示した後，「ひまわりが咲いた公園は暖かそうでしたか」等の質問を行った。その後，記憶テストを行い，何を見たかを思い出してもらい，さらに「思い出したこと」は，画像で見たのか質問に含まれていたかという情報源の判断課題も行った。その結果，2年生，5年生の両方において情報源の混乱が認められた。

### ウ 面接の質と子どもの供述の信用性

子どもの認知能力は大人に比べ低いが，暗示の少ない問いかけがなされれば，子どもからも正確な情報を引き出すことができる。古くは，知能テストを開発したビネーが，以下のような実験を行った（Ceci, 1995の紹介による）。ビネーは，板にボタンを糊で貼りつけた装置を10秒間子どもに見せ，様々な質問を行った。ある条件の子どもにはボタンがどのようについてたか自由に報告してもらい（自由再生），別の条件の子どもには「ボタンはどのようにボードについてたか」，「糸でつけられていたのではないか」，「糸は何色だったか」などの質問を行った。その結果，子どもが最も正確に答えられるのは自由再生であり，質問が暗示的になるほど答えが不正確になること，答えの真偽によらず子どもは自信をもって答えること，質問によって記憶が変容し，修正がきかなくなること等を示している。

事情聴取に関して，子どもの供述の信用性に影響を及ぼす要因を以下に示す。

- ・ 出来事から事情聴取までの時間：記憶は，指数関数で減衰する。このことは，出来事があってから1日に失われる情報の量は，出来事の1月後の1日に失われる量の数倍，数十倍にもなることを意味している。したがって，事情聴取はできるだけ早く行わなければならない。
- ・ 面接者：一般には，厳格で権威的な面接者よりも，柔和な面接者に対し，子どもはより多くの情報を提供できる（ミルン・ブル; Gudjonsson）。しかし，極度に親和的な面接者も子どもの迎合性を高め，誘導する可能性がある。例えば Bruck らは，親和的なパペットが誘導要因となることを示している（Bruck & Ceci, ）。
- ・ 質問の種類：オープン質問（「話してください」「それから？」等），WH 質問（「いつ」「どこで」「何が」等）に対する報告は比較的正確である。これに対し，クローズ質問（選択肢型の質問等），付加疑問文（～でしょう，～ですね）は子どもの答えを誘導しやすい（Lepore & SESCO, 1994; Hershkowitz, 1999）。これは，クローズ質問に含まれる特定の情報「白でしたか，黒でしたか」に含まれる，白，黒といった情報が暗示情報となるからである。

また，文法的に複雑な長い質問，否定形が含まれる質問，指示名詞（それ，あれ，これ等）が含まれる質問，難しい言葉を用いての質問（被疑者，状況，現場等）は不適切な回答を促したり，迎合性を高めたりする（Perry, McAuliff, Tam, Claycomb, Dostal & Flanagan 1995）。例えばウォーターマンらは，「タンポポは机よりも親切ですか？」など，意味の通らない質問に対しても，子どもが答えてしまうことを示している（Waterman, Blades, & Spencer, 2000）。

- ・ 質問の繰り返し：質問を繰り返すことにより，子どもの供述は変遷しやすくなる。学校での会話に慣れている子どもは，質問が繰り返されると「前の答えは違っているのだ」と考え，答えを変えてしまう可能性がある（Seagal, ）。
- ・ 言い換え：面接者による言い換え（「あたった」を「触った」，「ちんちん」を「性器」等）も誘導として

機能する。面接官は、語彙の少ない子どもを代弁し、助けるために言い換えたのかもしれないが、こういった言い換えが子どもの供述を不正確にする (Ackquil)。

- ・ 圧力・誘導：①仮説に沿った質問をし、仮説に合わない答えは無視する、②取引する (「話してくれたら遊んでもいいよ」)、③よい結果を述べる (「話してくれれば助けてあげられる」)、④悪い結果を述べる (「話してくれないと助けてあげられない」「話してくれないと大変なことになる」)、⑤矮小化する (「たいした事ではないから話してほしい」)、⑥被疑者のことを悪く言う (「あの人はそういうことやりそうだ」「悪い人は捕まえよう」)、⑦補強証拠に言及する (「みんなそう言ってるよ」「証拠がある」)、⑧対立する (「だったらこの怪我はどう説明するの」)、⑨子どもに対し否定的なことを言う (「ちゃんと話してくれないと」「もっとはっきり言って」) 等は圧力・誘導として機能する (Ceci, Siegal, Hershkowitz)。

### エ 面接の繰り返し

子どもが被害をほのめかす言動をとると、周囲の大人は心配や不安を駆り立てられ、あれこれと質問する。例えば、学校で教師に被害をほのめかした児童に対し、担任の教員が尋ね、校長が尋ね、カウンセラーや養護教諭が尋ね、さらに母親が尋ね、父親が尋ねるといったことも一般的である。事件化されれば、警察官が数回にわたって事情聴取を行い、検事や裁判官も質問を行うだろう。こういった過程は下記のような問題をはらんでいる。

- ・ 供述の変遷：子どもの記憶は減衰しやすく、また子どもは誘導を受けやすい。よって面接を繰り返すほど、記憶が汚染されたり、誘導が生じる可能性は高くなる。
- ・ 精神的二次被害：つらい出来事についての情報を繰り返し求められることにより、精神的被害が悪化したり、身体的不調を訴えるようになる。

こういった問題を避けるためには、面接の回数を最小限 (原則として 1 回) とし、これを客観的方法で記録しておく (録画する) ことが望ましい。2010 年 6 月、国連子どもの権利委員会は、司法手続きにおける子どもの面接の繰り返しを懸念し、日本に対し、ビデオ録画を取り入れるようを勧告している。

### オ 事情聴取と精神的サポート

日本では、被害者に対する面接を行う際は、被害者の心理に寄り添い、共感しながら事情を聞くというのが一般的であるかもしれない。しかし、精神的外傷の回復を目指す心理的サポートと、侵入的でもある事実確認では目指す方向が明らかに異なり、これらを同一の人が同時に行うことは不適切である。これらを同一の人が行おうとすると、被害者にとっては「共感してくれる人に、話したくない話をするよう求められ、苦しい」ということになり、面接官にとっては「事件を解決するためには詳しく聞きたい、しかし詳しく聞こうとするほど被害者は苦しむ」ことになる。

そのため、事実確認と精神的サポートとは分離させ、異なる人物が行うことが望ましい。また、事実確認は、精神的サポートと明確に区別し、両者を混同しないという認識をもつことが重要である (表 1 を参照のこと)。

表 1：司法面接とカウンセリングの違い (APSAC による資料を参考にした)

項目	司法面接	カウンセリング, 一般の面接
目的	事実確認, 調査, 捜査	カウンセリング

時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。おもちゃ等のディスプレイ（注意をそらすもの）がない	暖かく、心をなごませる。おもちゃなども可。
面接者	司法面接の訓練を受けた人。心理司、福祉司	カウンセラー，臨床心理士
面接者に必要な背景知識	認知心理学，発達心理学（記憶，言語，知覚の発達），福祉，法	臨床心理学，福祉
面接者と被面接者の関係性	暖かいが，中立，たんと	親密で，時に濃厚，受容的
面接者の声，姿勢	中立，たんと，姿勢を変えずに行う	トーンを合わせる，身をのりだすことも
面接者の表情	中立，たんと	親密，受容的，共感的，感情を表出することも
面接者のうなずき	しない	大きくうなずくこともある
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報を与えない，誘導しない，オープン質問を主体に，プロトコルで決められた質問を用いる	情報提供や誘導も可能，子どもの言葉を代弁したり，話しかけたり，好ましい方に誘導することも
扱う情報	事実が重要	主観的な体験が重要
ファンタジー	扱わない。事実のみに焦点化	ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも
ドール，フィギュア，おもちゃ，箱庭等	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく，事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として1回	数回～多数回
記録方法	面接をすべて録画，録音	面接終了後，筆記するのでも可。
報告書	書き起こし資料，事件があった可能性の査定	簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定

## 2. 司法面接の概要

上記の理由に鑑みれば，子どもから情報を得るには，できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し，録音，録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり，アメリカ，イギリス，イスラエル，カナダ，ドイツなどに加え（アルドリッジ・ウッド，2004；ボークほか，2003；英国内務省，2007；法と心理学会，2005；Poole & Lamb，1998；Lamb，et al. 2007；仲，2001a，2001b，2009），韓国，ノルウェーなどでも，司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」，「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため，臨床的な面接とは明確に異なる。また，誘導を極力排するために，面接者は暖かいがたんとした態度で臨み，以下のようなコミュニケーションパターンを守る（表1を参照のこと）。

- ・ 面接者からは極力情報を出さずに，子どもの話を聞く。
- ・ コメントをしない。
- ・ クローズド質問をしない。
- ・ 安易な応答をしたり，子どもの答えを言い換えたりしない。
- ・ 表情，態度を中立（ニュートラル）に保つ。

具体的な面接手続きは，次節において述べる。

## 第 2. 被害を受けた子どもからの事情聴取の手続き

### 1. 客観的聴取技法の概要

司法面接では、体験をできるだけ初期に、誘導のかからない方法（オープン質問や WH 質問）で一度だけ聴取し、録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに、子どもが何度も面接を受けなくてもすむように図る。

面接は、静かな部屋で、面接官と子どもが対面で行う。面接は原則としてビデオと IC レコーダで記録する。面接手続きは、①導入（自己紹介、グラウンドルール（面接の約束事）、ラポール、出来事を思い出す練習）、②自由報告、③質問（オープン質問、WH 質問、クローズ質問、暗示質問）と進み、④クロージングで終結する。以下、まず聴取準備について延べ、次に面接の過程について述べる。

### 2. 聴取準備

#### (1) 面接時期

##### ア 面接の時期

出来事の記憶は、体験直後から指数関数で減衰する。そのために、できるだけ早く効果的な面接を行うことが必要である。

原則としては、通告より 3 日以内に、面接体制を組み、面接計画を立て、1 週間以内に面接を行うことが望ましい。ただし、被面接者の身体的・精神的状況により、遅延が生じることもやむを得ない。基本は、子どもに最大限の利益があるように考える、ということである。

##### イ 他の措置とのタイミング

事案によっては、医療、福祉、心理療法等が関わることもある。司法面接は、原則として、福祉と協働しつつ、医療的検診の後、心理療法の前に行うことが望ましい。医療的証拠は失われることが多いため、最優先で行う。心理療法は、精神的回復のために、誘導的技法を用いることも多いため、司法面接より先に行うべきではない。

##### ウ 面接の回数

司法面接の目的は、子どもの記憶の変遷を防ぎ、また複数回の取り調べによる精神的二次被害を防ぐことである。したがって、面接は原則として 1 回とし、複数回行う場合も 2 回以内に抑える。面接の間隔は長くても 1 週間とする。

##### エ 面接時間

子どもが注意を集中できる時間は、経験的に 5 分×年齢と言われる。したがって、面接時間の目安は以下のようになるだろう。

- ・4, 5 歳 : 20-25 分
- ・6, 7 歳 : 30-35 分
- ・8, 9 歳 : 40-45 分

・10, 11 歳 : 50-60 分

中学生以上になれば 1 時間半でも可能かもしれないが、長くても 1 時間半で終了するように計画を立ておくことが必要である。いずれにせよ、子どもの様子を見て、極端な疲労、解離（あくび、居眠りなどに現れる）などが生じないように実施しなければならない。

### （3）面接の場所

#### ア 施設

子どもの被害確認ができる別個の施設があることが望ましい。出入りに配慮する、出入りに近い、しかし静かな目立たない部屋を選ぶ等、子どもが静穏な気持ちで来られるように工夫する。

#### イ 面接室

面接には、静かで心地よい小部屋を用いるのがよい。ワンウェイミラーを介して隣室から観察ができる部屋を用いることもあるが、そのままでは声が聞き取りにくい。また、マイクで広い、隣室で拡大すると、その声が、面接室に聞こえてしまうことがある。そのため、図のような面接室とモニター室（一般の部屋をしつらえるのでよい）を設け、ビデオ機材を用いて、別室に映像を送り、そこでモニターすることが望ましい。面接室の詳細は、以下の通りである。

- ・部屋の広さ：7.5 畳程度の部屋でよい。広すぎると、子どもが歩き回ったり、走り回ったりすることとなる。
- ・照度：適度な照度の部屋を用いるのがよい。コンビニエンスストアのように明るすぎても落ち着かず、薄暗くでは気持ちが落ち込んでしまう。
- ・壁・窓：できればクリーム色の壁で、窓はないか、ワンウェイミラーが備えられているのがよい。窓があると、外の様子が気になるからである。
- ・調度：ソファ二つと小さいテーブルのみとするのがよい。おもちゃ、時計、カレンダーなどは子どもの注意をそらすことになるので置かない。また、キュッキュッ、カタカタなどの音がする調度は、録音の妨げになるので用いない。
- ・その他：靴をはいたまま入る部屋か、靴をぬいで入る部屋とする。スリッパは「おもちゃ」となり得るので使わない。
- ・子どもが泣いてしまった場合のために、ティッシュの箱を用意しておくことは差し支えない。

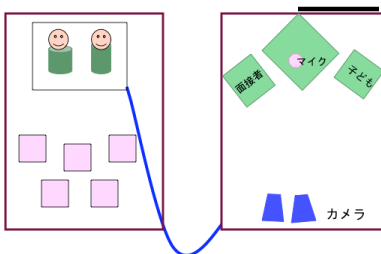


図 1：面接室

### （4）実施体制・面接者

#### ア 実施体制

子どもへの司法面接と子どもの心理的ケアは分離する必要がある。したがって、司法面接は、面接官（A）が行い、モニター（またはスーパーバイザー）（B）がこれを助ける。また、別の職員（C）が子どもの心理的なサポートに当たるのがよい。

A は、司法面接の訓練を受けた者になる。A は種々の事件の司法面接だけを行う専門職員であることが望ましい。

B, C は、事件ごとの担当者が務めるのがよい。やむを得ない場合は、B が C を兼ねることも可能である。ただし、心理的なサポートをしている人がモニターをしていることを知ると、子どもが B の期待に応えようとしたり、逆に恥ずかしがって話さなくなることもあるので、注意が必要である。

## イ 面接者

資質：面接は、司法面接の訓練を受けた人が行う。原則としては、十分な訓練があれば、子どもが特に要請をしたり、あるいは、拒否したりする事がない限り、男性であっても女性であってもよい。しかし、子どもへの負担を軽減するため、できれば被疑者の性と重ならないようにする、被疑者と似た人物は避ける等の配慮を行うのが望ましい。以下、個別の配慮を示す。

- ・ 服装：形式張らない、明るい色（クリーム色、薄い水色、薄い緑色など）の私服で面接を行うのがよい。また、イニシャル、キャラクターない、また、目立つアクセサリなどのない服装をすることが必要である。子どもはこういったものに反応し、注意がそがれてしまうことがあるからである。

## ウ 立ち会いの可否

立ち会いは認めない。複数の大人が面接室に入ることで、子どもの注意がそがれたり、一方の人に話したことを、別の人はどう思っているのだろうか等の、複雑な心理過程が生じたりする可能性があるからである。ただし、幼児（概ね 4 歳程度）までの子どもで、極度の不安、多動等の理由により、一人で話しができない場合は、中立の立場にあって、子どもが信頼をおいている人を、同室させることもやむをえない。この場合は、中立の人物は、中立の表情をたもち、子どもの背後にいて、動いたり声を発したりすることのないようにしてもらう。被害児童の親や親族などは「中立な立場」の人とはみなせないで、立ち合わせない。

## （5）記録

### ア 記録

子どもは言葉のみでなく、表情や動作で多くのことを語ってくれる。これらをすべてノートで記録することは困難である（ノートでとれる情報は 4-5 割程度であるという研究もある）（Lamb, Orbach, Sternberg, Hershkowitz, & Horowitz, 2000）。録画を見直すことで、面接中には聞き取れなかった情報を拾いだせることも稀ではない。したがって、可能である場合には、面接を録画により記録しておくことが有用である。その場合は、機材のところで説明した通り、無線ないし有線のマイク、ならびに IC レコーダを併用するとよい。

### イ 機材

原則として、ビデオカメラを用いる。2 台あれば、1 台は近景（子どもないし、子どもと面接官を中心に）、

もう 1 台は遠景（部屋全体が入るように）撮影する。ビデオカメラは部屋に設置されていればよいが、なければ三脚に載せて用いる。近景の録画をモニター室に有線で送る。

ビデオカメラだけでは声を記録しにくいので、無線のマイク等を用いる。また IC レコーダーも併用するのがよい参考となる構成は、以下の通りである。

- ・ SONY ビデオカメラ
- ・ SONY ワイヤレスマイク（別売）
- ・ 三脚
- ・ 有線ケーブル
- ・ モニター（モニター室用）
- ・ IC レコーダー

モニター室が面接室に隣接している場合等、モニター室の音が面接室に漏れる場合がある。これを防ぐためには、ヘッドフォンをモニターにつける。

#### ウ ノート・メモ

ノートはモニターがとり、面接官は原則としてとらない。面接官の注意が分散してしまう可能性があり、また、子どもは面接者が書き留めたことを「重要だ」と思うかもしれないからである。ただし、子どもが告げた氏名がたくさんあるなどの場合は、「たくさん名前がでてきたから、忘れないように、ここにメモしておくね」などと言って、メモをすることは差し支えない。

#### エ 録音・録画資料の保存

録音、録画は同時に 2 枚のテープないし DVD/CD に焼き、一枚は封印し、鍵のかかる場所に保存する。これは、改ざん等が問題になったときに、改ざんの有無について検証できるようにするためである。改ざん等が問題に成った場合は、封印した資料を法廷で開封し、検証する。もう一枚は、ワーキング用として、使用する。

### （6）面接の計画と補強証拠

#### ア 面接の計画

面接に当たっては、面接の計画を作成しなければならない。面接に含まれる内容としては、

- ・ 日時、場所の計画（子どもの都合を最優先とする）
- ・ ラポールの取り方
- ・ 出来事を思い出す練習の仕方
- ・ 自由報告を求める文言
- ・ 子どもが協力的でない場合の対処法

また、疑われる事件の構成要件を書き出し、何についてどこまでの情報を得るか、得られない場合はどうするかを決めておく。（付録 3：強姦（強制わいせつ）被害者供述調書作成のポイントを参照のこと）。



## イ 補強証拠

子どもの供述だけでは十分な証拠とは言えない。子どもからできるだけ多くの情報を得るとともに、以下のような情報により補強することが重要である。

- ・ 医療的証拠：ただし、性被害は治癒が早く、また性器については個人差も大きいいため、医療的な証拠はあまり多くは得られないことを留意しておく。医療検査は、むしろ「性病にかかっていない」「妊娠していない」「性器には異常がない」「将来、無事に赤ちゃんを生むことができますよ」という安心を与えるためのものだと考えておく。
- ・ 被疑者からの情報：被疑者が（もしも犯人であれば）証拠を隠滅することのないように、できるだけ初期に情報を得る。自白がなくとも、その他の点で子どもの供述を補強できるかもしれない。
- ・ 生物学的・物理証拠：精液、体毛等。
- ・ 中立な目撃者による情報：子どもの様子、状況等。
- ・ （虐待の場合）非加害親からの情報：子どもの様子、被疑者が非加害親にとる行動等。
- ・ 状況的な証拠：学校の成績（特定の時期から落ち込んでいるかもしれない）、出欠、病院の受診歴（説明のつかない腹痛などにより、通院しているかもしれない）、日記、携帯電話、メール等、徘徊・非行歴（家にいるのが嫌で、徘徊を始めた可能性がある）。
- ・ 性化行動：服装、性的行動・性的働きかけ。

### 3. 事情聴取の手続きと留意点<sup>1</sup>

司法面接の手続きは、①導入（自己紹介、グラウンドルール（面接の約束事）、ラポール、出来事を思い出す練習）、②自由報告、③質問（オープン質問、WH質問、クローズ質問、暗示質問）と進み、④クロージングから成る。以下、標準的な手続きについて述べる。

#### （1）導入

##### ア 目的

会話は、二人の話者による双方向の共同作業であり、一人だけが話すことはない。また、会話の多くは互いが共有しているテーマ（学校、勉強、友人）に関するものであり、両者に一定の知識があるのが普通である。また、大人と子どもの会話の多くは、子どもの行動を管理したり（「勉強したの？」）、知識を確認したり（「今日は体育の授業、あったんでしょ？」）するために行われる。

司法面接は日常生活における会話とは大きく異なる。その目的は、大人の知らないことを、子どもに話してもらう、ということである。そのため、面接での会話は日常での会話ではないこと、特定のルールに則って行われること、大人が質問するのではなく子どもが話さなければならないことを理解してもらう必要がある。

<sup>1</sup> 本ガイドラインで用いるプロトコルは Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.の末尾にあるプロトコルを、Lamb 氏の承諾のもとに、仲真紀子（北海道大学）が翻訳したものにもとづいている。翻訳したものを、北大での司法面接研修で用い、より使いやすいと思われるかたちに改変した。なお、これらの作業にあたっては、JST 研究プロジェクト「子どもを犯罪から守る私法面接法の開発と訓練」（代表：仲真紀子）の支援を受けた。

導入は、「紹介とグラウンドルール」「ラポールの形成」「出来事の記憶の練習」から成る。これらを行うことは、上記の目的を子どもに伝える上で、たいへん重要である。ただし、導入で時間をとりすぎると、子どもは疲れてしまう。したがって、7、8分で導入を終わらせるのがよい。

#### イ 紹介とグラウンドルール

ここでは、自己紹介、カメラの紹介を行い、グラウンドルール（面接での約束事）を示す。グラウンドルールの元の意味は「『球場』ごとに定められたルール」である。個々の球場ごとに約束事ごとがあるように、面接室では、日常生活の会話にはない約束事があることを示す。具体的な文言は、以下の通りである。

【録画する場合は、子どもが来る前に以下の文言を告げておく】

①今日は〇年〇月〇日です。私は\_\_（機関名）\_\_の\_\_\_\_\_です。これから\_\_\_\_\_さんに\_\_\_\_\_で、面接をします。

【子どもが入室したなら、席に座らせ、次のように開始する】

②こんにちは。私の名前は\_\_\_\_\_です。

今日はたくさん話をしてもらいますが、ここでの話は録画します。それは、私が\_\_\_\_\_さんの話を忘れないように、また、\_\_\_\_\_さんが何度も話さなくてもよいようにするためです。この面接は、一番良い方法を考えるために、他の人が見ることもあります。いいですか。

③私の仕事は子どもから何があったか、話を聞くことです。たくさんの子どもと会って、何があったか、本当のことを話してもらいます。お話をしてもらう前に、5つお約束があります。

④今日は本当にあったことを話すのがとても大事です。考えたこととか、人から聞いたことではなく、本当にあったことだけを話してください。【靴課題】そうですね。今日は、本当にあったことだけを話すのが大切です。本当にあったことだけを話してください。

⑤質問が分からなかったら、分からないと言ってください。もしも\_\_\_\_\_さんの話がわからなかったら、私も、もっと説明して、と言います。

⑥質問の答えを知らなければ、知らないと言ってください。【犬の名前】そうですね。知らないときは、知らないと言ってください。

⑦私が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてください。【2歳】そうですね、私が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてください。

⑧私はそこにいなかったんで、どんなことがあったのかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

#### ウ ラポール

一般の会話は、大人が質問し、こどもが応える「一問一答」の形式をとりがちである。しかし、事件においては情報をもっているのは子どもであり、子どもに話してもらうことが重要である。そこで、子どもが話しやすい関係性（ラポール）を築く。ここでいうラポールは、カウンセリングなどで用いられる親密な関係性ではない。

ラポールでは、子どもが話しやすいこと（子どもが好きな活動）を話してもらう。子どもに報告してもらいたいのは知識ではなく、出来事であるので、好きな番組／TVゲーム／学科などではなく、何をするのが好きかを話してもらう。具体的な文言は以下の通りである。

- ① \_\_\_\_さんのことをもう少し教えてください。何をするのが好きか、話してください。
- ②（サッカーなどの答えが返ってきたら）では、サッカーのことを話してください。
- ③（答えが少なかったら、子どもが述べたことについて）もっとたくさん話してください。

なお、場合によっては、面接者から、特定の事柄を話してもらう必要があるかもしれない。その場合は、話題にする事柄に関する配慮が必要である。学校でのいじめが問題となっているときに「学校のことを話して」と言う、ペットがいないのに「ペットのことを話して」などということがないようにしなければならない。

#### エ 出来事の報告の練習

いつも起きることで、いわば「知識」となっていること（例えば、「お父さんはいつも、酔っぱらったらお母さんを叩く」：これを「ルーチン」という）を話すのと、特定の時間、場所に起きた特定の出来事（例えば「お父さんは、おとといの夜、酔っぱらって、お母さんの背中を2回叩いた」）を話すのは異なる。知識よりも、特定の出来事を報告する方が、その時の場所やシーンを思い出さなければならず、心理的な努力が必要である。そのために、面接に先駆けて、出来事を思い出して話す練習を行う。この練習を行うことで、子どもは何を求められているのか（特定の出来事）を理解し、また話す練習をすることができる。

面接官は、「出来事の報告の練習」で、面接で行う質問の形式を試し、子どもに練習してもらうとともに、子どもがどの程度答えられるのか、言語レベルはどうか等を査定することもできる。

- ① それでは、前にあったことを思い出す練習をします。今週、【運動会／誕生日等のイベント】があったでしょう。その日にあったことを、全部話してください。

\*これだけで十分な答えが得られない場合は、今週のイベントの代わりに「昨日のこと」または「今日、ここに来るまでのこと」を尋ねてもよい。

- ② 時間の分割：（子どもが△△したと言ったら）その日朝起きてから△△までにあったことを思い出して、全部話してください。
- ③ それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ④ 時間の分割：（子どもが□□と言ったら）□□から夜寝るまでにあったことを、全部話してください。
- ⑤ 手がかり質問：（子どもが述べた活動）について、もっと話してください。
- ⑥ 手がかり質問：さっき話してくれた△△について、もっと話してください。
- ⑦ 思い出したことは全部話してください。楽しかったことも嫌だったことも、何でも話ししてください。

誘いかけに対し、うまく応えられなければ、例えば「朝起きましたか？／最初は何がありましたか」等の質問で尋ね、応答を得たあと、「その後は何をしましたか？」「それから」「それから」と誘いかけで尋ねる。

#### オ 子どもの協力が得られない場合

子どもが話したがらない場合は、出来事の報告の練習までで、その様子が顕著になることが多い。したがって、出来事の練習においてほとんど情報がでない場合（例えば、「話したくない」「話せない」「わからない」「知らない」と言ったり、椅子を降りたりする等）は、ここで中断し、次回、あらためて面接を行う必要があるかもしれない。この場合は、クロージングに向かう。

## （２）自由報告の段階

### ア 目的

ラポールができ、出来事の報告の練習ができたならば、面接の中核となる、自由報告に移る。オープン質問で開始し、決して「叩かれたことありますか？」や「X があなたのことを叩いたんですか？」など、出来事に関する情報を含めた質問を行ってはならない。一般に、以下の手続きで自由報告を求める。①で情報が出なければ、②、③へと進む。被疑者の名前を入れないように気をつける。

### イ 本題への移行

- ① \_\_\_\_\_さんのことが、わかってきました。それでは、今日は\_\_\_\_\_ どうしてここに来たのか、話してください。
  - ②何かありましたか。あったとしたら、最初から最後まで全部話してください。
  - ③私の仕事は子どもから話を聞くことです。\_\_\_\_\_さんが、ここにどうして来たか、話してもらうことがとても大切です。今日はどうしてここに来ましたか。
  - ④\_\_\_\_\_さんが【いつ、どこで】、【医者さん、教師、児相の職員等】に話をしたと聞いています。何があったか話してください。
  - ⑤（傷等があれば）【傷等】について、何があったか全部話してください。
  - ⑥誰かのことで、困っていることはありますか。
  - ⑦【申し立てられた出来事の場所、時間】に何かありましたか。
  - ⑧ 嫌なことをされましたか。
- \*以下の質問に進む前にブレイクをとること。下記の質問で得た情報は、証拠としての価値は低くなります。
- ⑨【申し立てられている活動の一部】されたことはありますか。（触られたことはありますか等）
  - ⑩【知り得ている事実の一部を】と聞きました。それで、何かがあったのか、知りたいのです。（人を特定することなく）【知り得ている事実の一部】されたことはありますか（学校の先生から、あなたが描いた絵を見せてもらいました。それで、何かがあったのか、知りたいのです。誰かにおちんちんを触られたことはありますか。）

## ウ 回数の確認

ここで、子どもが事件に言及したならば、必要に応じて次の問いかけをする。1回だけであれば、そのことを話してもらうことになる。複数回ある場合は、一番最近のこと、または一番よく覚えていること、あるいは一番最初のことなどを尋ねる。

- ① それは1回だけですか、1回よりも多いですか。
- ② (答えが「たくさんある」などの場合) では、一番最後のときのことを話してください。
- ③ (思い出せなければ) では、一番よく覚えているときのことを話してください。

## エ 自由報告

- ① 誘いかけ：(子どもが述べたこと) について、最初から最後まで、全部話してください。
- ② それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ③ あいづち
- ④ エコーイング (子どもによる「触った」などについて、「触った、それから？」等)

あいづちは、あくまでも「聞いていますよ」の合図であり、「肯定」となるような大きなあいづちを打たないように心がける。また、頻繁なあいづちは、話しを急かす印象を与えるので、注意する。

### (3) 質問の段階

#### ア 目的

研究によれば、自由報告において、もっとも多く情報が産出される。よって、まずは出来事の全体を聞き取る努力をし、質問に入るのは、その後としなければならない。例えば、「おじさんが私の服を脱がせて写真をとった」という自由報告で終わりだと判断し、質問をしていくうちに、後に「セックスもさせられた」という報告が出てくるかもしれない。できるだけ短い時間で、できるだけ多くの、重要な情報を得るためにも、まずはすべてのことがらを聞いて、その後、最も重要だと思われる出来事について質問を行うのがよい。質問は、じょうご型 (最初は広く、だんだんと細かく) に行う。すなわち、オープン質問から入り、次にWH質問を行う。できれば、クローズド質問に入る前にモニターと相談し (これを「ブレイク」という)、クローズド質問やその他の暗示的な質問は必要最小限にとどめなければならない。

#### イ オープン質問

オープン質問は、文字通りオープンな (開放された)、被面接者の言葉に制約をつけない誘いかけである。オープン質問はもっとも多く子どもからの情報を引き出し、また (面接者からの情報が含まれないので) 誘導となりにくいことが知られている。

WH質問 (いつ、どこ等) をオープン質問と呼ぶ研究者もいるが、WH質問の場合、質問で求められる答え (いつには時間、どこには場所) しか得られないのに対し、オープン質問では、様々なことがらが、被面接者の言葉で語られる。また、オープン質問は自由報告を求めるが、WH質問は、一問一答 (質問をして、答えを得るという会話形式) になりやすい

オープン質問の具体的な文言は以下の通りである。

- ① 誘いかけ：(子どもが述べたこと) について、最初から最後まで、全部話してください。
- ② それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ③ 手がかり質問：さっき言っていた〇〇について、もっと話してください。
- ④ 時間の分割：さっき、〇〇してから、△△したと話してくれましたが、〇〇してから△△までにあったことをもっと話してください。
- ⑤ あいづち：うん、うん
- ⑥ エコーイング：子どもによる「触った」などについて、「触った、それから？」等

なお、エコーイングにおいては、子どもの言葉を言い換えないように注意が必要である（「触った」を「触られた」など）。よって、記憶力に自信がなければ、あまり用いない方がよい。また、「のね」などで確認することは割ける（「触った」「触ったのね」等）。

## ウ WH 質問

WH 質問は、いわゆる六価の質問と同等であり、いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように、などである。WH 質問については以下の注意が必要である。

- ・ WH 質問の理解には、発達の順序がある。「何、どうした、誰」は4歳児でもある程度説明できる。「どこ」は5歳児であればある程度説明できる。しかし、「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく、7、8歳、あるいはそれ以降でしか説明できない。よって、低年齢児を対象とする場合は、場所や時間、理由について、別の尋ね方（クローズ質問を参考のこと）をしなければならないかもしれない（時間、日時については「どんな天気でしたか」「(TVを見たという報告ながされたならば) TVの番組は何でしたか」「明るかったですか、暗かったですか、覚えていませんか」等；理由については、理由を尋ねる代わりに、順に何が起きたのかを尋ねる等）。

- ・ WH 質問は、一問一答になりがちであるので、答えが得られたら、オープン質問でより多くの情報を得るようにしなければならない。以下に例を示す。

面接者「それは誰ですか？」

子ども「おじさん」

面接者「では、そのおじさんについて、もっと話してください」

- ・ WH 質問であっても、子どもが語っていない事柄を前提とするような質問（暗示質問と呼ばれることもある）は、面接の最後にもっていかなければならない。例を示す。

（子どもがまだ他の人のことを話していない場合）「他に誰かいましたか」（他に誰かがいたかのような前提で質問している）

（子どもがまだ犯人の言葉について話していない場合）「その人は、何か言いましたか」（何か言ったかのような前提で質問している）。

（子どもが色について述べていない場合）「その車は何色でしたか」（色を覚えているという前提で質問している。子どもは推測で色を言うかもしれない。）

- ・ 「なぜ」という質問は、「なぜついていったのか」「なぜお母さんに言わなかったのか」等、被面接者が非難されているように感じることもあるので、用いない。「なぜ」と尋ねるよりは、「どのようにして」ついていったのか、「どのような理由で」言わなかったのかを尋ねる方が、被面接者にとっては答えやすい。

#### エ ブレイク

子どもが十分な情報を提供してくれない場合は、クローズド質問を行う必要がある。しかし、クローズド質問には面接者からの情報が含まれており（例えば、「そこに行ったのは、学校から帰ってきた後ですか」では「そこに行ったのは学校から帰ってきた後」という情報が含まれている）誘導となりやすい。したがって、クローズド質問は最小限にし、注意をもって行わなければならない。

そのため、原則として、クローズド質問に入る前に、モニターとの打ち合わせを行う（2, 3 分のブレイク）をとることが望ましい。ブレイクに入る、具体的文言は以下の通りである。

- ① たくさんお話をしてもらったけれど、私が全部聞けたかどうか、向こうの部屋にいる人に確認してきますね。すぐに戻ってきますが、\_\_\_\_\_さん、ここで待っていてもらえますか。

待てない場合は、ドアを開けておく、Cにドアの外にいてもらうなどの工夫をする。

ブレイクでは、モニターが足りない情報をメモ等での確に伝える。その後、面接官は面接室に戻り、次のように伝える。

- ② 待っていてくれて、どうもありがとう。あと何点か尋ねなければならないことがあるので、質問します。

#### オ クローズド質問

クローズド情報は、子どもの記憶を汚染し、誘導する可能性があるため、以下のような注意が必要である。

- ・ 争点となるような情報は含めない。例えば、「触られましたか」などと尋ねてはならない。
- ・ できるだけ3択で尋ねる。具体的には、「それは学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」
- ・ 反応バイアスに気をつける。反応バイアスとは、子どもが選択肢の一方だけを選んでしまう傾向性のことである。例えば、「はい、いいえ質問」で「はい」しか言わない、「AかBか」質問で、最初の選択肢だけを選択する等がそうである。反応バイアスが生じている可能性がある場合は、選択肢の順序を考慮する必要がある。
- ・ クローズド質問では、面接者が準備した選択肢という、最小限の答えしか得られない。また、反応バイアスが生じているかもしれない。したがって、クローズド質問で何らかの答えが得られたならば、それについてオープン質問を行うことが重要である。例を示す。

面接者「それは、学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」

子ども「後」

面接者「では、学校から帰って来た後のことを、もっと話してください」

子どもが「学校から帰って来た後のことをあまり話せなければ、子どもは単に答えを選んだだけであり（反応バイアスかもしれない）、十分な根拠にもとづいて答えているのではないかもしれない。子どもが、学校から帰って来た後のことを十分に話してくれれば、信憑性の高い情報が得られたということになる。

#### カ 誘導質問等

誘導質問とは、争点に関する面接者の仮説に沿い（例えば「触られた」）、「はい」という答えが期待される質問である。誘導質問は最小限とし、行う必要がある場合は面接の最後に行う。以下は、誘導質問となり得る質問である。

- ・ 暗示質問：何らかの前提にもとづく質問。例えば「他に誰かいましたか」「犯人は何か言いましたか」。これらの質問は目撃者の存在や、脅しの存在を確認するために必要であるが、暗示ともなり得るので、面接の最後の段階で行う。
  - ① そこには他に誰かいましたか。（目撃者はいないか）
  - ② その人は何か言いましたか（脅しや謝罪の言葉はないか）
  - ③ 同じことをされた人はいますか（他の被害者はいないか）
  - ④ \_\_\_\_\_さんの服はどうなっていましたか（述べられていない場合）
  - ⑤ その人の服はどうなっていましたか（述べられていない場合）
  
- ・ 開示に関する質問：「これまでに、このことを誰かに話しましたか」。これまでの開示の状況を把握しておくことは必要であるが、暗示ともなり得るので、面接の最後の段階で行う。
  - ① このことを知っている人は他にいますか？
  - ② それは誰ですか。
  - ③ その人は、どうしてこのことを知ったのですか？
  
- ・ 争点に関する質問（誘導質問）：子どもが開示していないが、争点に関する事柄を聞く必要がある場合は、被疑者名や時間、場所などを入れることなく尋ねる。「触られたことはありますか」等。
  - ① 触られたことはありますか？

上記のどの質問においても、回答が得られた場合は、オープン質問により自由報告をもとめる。

面接者：他に誰かいましたか／犯人は何か言いましたか／これまでに、このことを誰かに話しましたか／触られたことはありますか。

子ども：回答

面接者：それでは、そのことについてもっと詳しく話してください。

### （6）クロージング（終了の手続き）

#### ア 目的

つらい体験を詳細に話すことは二次被害をもたらすこともある。また、子どもは「なぜ自分だけが聞かれる



のか」等，疑問をもちながら話しているかもしれない。そこで，子どもをねぎらい，質問を受け，中立の話題に戻すためにクロージングを行う。

#### イ クロージングの手続き

- ①感謝：たくさん話してくれてどうもありがとう。
- ②確認：この他に，私が知っておいた方がよいことはありますか（子どもが希望を言うこともある）。
- ③質問：〇〇さんから私に質問はありますか。
- ④連絡先：もしもまた話したくなったらここに連絡をください（カード等を渡す）。
- ⑤終了後は，「今は〇時〇分です」とカメラに向かって述べる。

終了後，面接官は部屋の外には出ない。C が子どもを誘い，出口に導く。その際，中立の話題で会話をし，子どもがネガティブな気持ちのまま帰宅することのないよう注意する。

### （7）補足

#### ア 確認について

子どもが話した事を確認する場合は，子どもが用いた言葉を使う。面接者が言い間違いをすると，それが誘導となる可能性があるがあるので注意しなければならない（「触った」を「触られた」とするなど）。子どもの言葉が録音／録画されているのであれば，確認は不要である。確認は，子どもが他者（面接者）の口から自分の話したことを聴くことになるので，誘導となる可能性もあるからである。

#### イ 性的なことがらに関する定まった質問

いくつかの質問は，定型である。練習しておくことにより，スムーズに尋ねることができる。誘導にならない質問（子どもが話した情報を用い，面接者からの情報が最低限になるような質問）を，あらかじめ考え，練習しておくことが望ましい。

- ①それは服／パンツ／下着の上からですか，下からですか，それとも覚えていませんか。
- ②（子どもがセックス，性器等の言葉を用いた場合）私が思っている意味と，〇〇さんが使っている意味が違うかもしれないので，確認させてください。〇〇さんがいう，セックスというのは，どのようなことですか。／〇〇さんがいう，性器というのは，何をするところですか。
- ③（子どもが触られたという場合）触られたということですが，何で触られましたか。（手という言葉があれば）手はどこにありましたか。手は止まっていましたか，動いていましたか，覚えていませんか。（動いていたという応答であれば）どのように動いていたか，話してください。

#### ウ 答えられない質問と対処法

なお，答えられない質問が子どもからなされる場合がある。例えば，以下のようなものである。

- ① 犯人はどうなるの？

② 他の子は何て言ってた？

③ あなた（面接官）も虐待に遭ったことあるの？」

このような場合、面接官は自分は答える立場にないと告げ、疑問は伝えておく／受け止めておく、と伝える。例えば、以下のように述べる。

④ 私の仕事は子どもからお話を聞くだけで、私が決めることはできません。でも、〇〇さんがそういう質問をしていたことは、伝えておきますね。

⑤ 私のことを知りたいんですね。でも、今日の私のお仕事は〇〇さんのお話を聞くことで、私のお話をするわけではないんです。〇〇さんが、そういう疑問をもったということは、覚えておきますね。

## エ 否認・撤回

否認とは、「分からない」「知らない」等と答えるだけで、求められる情報を提供しないケースを言う。また、撤回とは、以前は開示していたにも関わらず、引っ込めてしまうことを言う。性虐待においては、加害者からの脅し、家族が壊れるなどの否定的な結果を恐れる、恥や罪悪感、信じてもらえないなどの諦め、無力感などからこのようなことが起きることがある。こういった態度は、家庭内に被疑者がいる場合に多い。また、幼児において多いというデータや（Hershkowitz）、幼児と思春期において多いというデータがある（Sorensen,）。

こういった、否認や撤回に出会うと、面接者は子どもに圧力をかけたり、対立したり、否定的なことを言いがちであるが、これは逆効果である。ラポールに戻り、子どもにとって話しやすい事柄を話してもらったり、やむを得ない場合は日を改めるなども考えなければならない。

## オ 感情

被害児のなかには、泣いたり感情的になったりする子どもがいる。面接者も感情を喚起されるが、そのような同情・共感に対し、被害児は「どうして私の気持ちができるのか」、「これだけで（面接者が）感情的になるのであれば、これ以上は話せない」などの気持ちになることもある。子どもの感情が高ぶってきても静かに面接を続ける。

また、眠ってしまう等の解離を起こしたりする子どももいる。この場合は、子どもの状態を見極めて面接を続けるか否かを判断する。解離した状態で面接を続けても有用な情報は得られにくい。

## 5 特別な配慮

### （1）概要

研究によれば、幼児であっても自由報告に答えることができ、また自由報告における応答には誤りが少ない。また、知的障害、発達障害、身体障害をもつ子どもであっても、出来事を思い出す練習などをすることで、多くの情報を提供することができる。したがって、子どもの特殊性のために、自由報告を得ることをあきらめることなく、まずは正攻法で向かうことが必要である。しかし、以下のような配慮も行うことも有用である。

## (2) 特別な配慮

### ア 面接の場所

障害は多様であり、また同じ傷害でも度合いにより、面接に及ぼす影響は異なる。したがって、どのような傷害がどの程度あるのか、コミュニケーションの特徴はどうか等を予め調査しておくことが重要である。例えば、重度の知的障害があっても、ゆっくりと間をとりながら面接を行うことで、自発的な情報を得ることができる場合がある。一般に、以下のようなことに留意する必要がある。

- ・ 幼児、障害者等のニーズに合わせた環境づくりが必要である。例えば、幼児には、控え室におもちゃや絵本を用意しておくことよい。身体障害者に対しては、車いすによるアクセスが可能な場所を準備し、トイレの完備等も必要である。知的障害者には、表示を明確にする等の配慮が必要である。発達障害者のなかには、感覚過敏があり、音が気になる人、蛍光灯のフリッカーが気になる人がいる。これらのニーズに配慮した環境を用意する。

### イ 面接の時間

- ・ 幼児であればお昼寝、障害者や病気のある人であれば、薬や治療の影響を考えて、面接時間を選ぶ。例えば、面接前に眠くなる薬を服用することで、面接ができなくなってしまうこともある。
- ・ 障害のある人は、定型の人よりも、ものごとに時間がかかることが多い。多めの時間を見越しておく。
- ・ 年齢の低い幼児は、注意力が持続する時間が短い。この場合、塗り絵等を用いることで、いくらか時間を延ばすことは可能である。

### ウ コミュニケーション

- ・ 知的障害があっても、年齢が高い人の場合は、幼児に話しかけるように話しかけてはならない。「○○ちゃん」と親しげに呼ぶなどのことのないように気をつける。
- ・ 発達障害がある人は、特定の事物へのこだわりが強かったり、常同行動（手をひらひらさせる等）がある場合がある。これらのこだわりや、常同行動を認めることで、発達障害のある人は落ち着いて話せる事がある。
- ・ 発達障害者においては、視覚的な情報が頼りになることもある。例えば、グラウンドルールを紙に書き、一緒に読み上げるなどで、理解を促進できることがある。
- ・ 障害がある人や、外国人に対し、健常者は「大きな声」で話しかける傾向がある。しかし、大きな声を出す必要はない。発達障害のある人のなかには、感覚過敏があり、音が大きく聞こえたり、耳のなかで鳴り響く人もいるので、注意を要する。
- ・ 外国人には通訳を、聴覚障害者には手話通訳などを準備する。通訳には、面接者の横に座ってもらう。通訳にあたっては、質問等や応答を言い換えることなく、そのまま通訳してもらう。例えば、面接者が「私は」といえば、通訳者も「私は」と言う言葉で訳す（この面接官は、等ではなく）。

## (3) グラウンドルールの理解を促進するための課題

就学前の幼児や低学年の児童に対しては、グラウンドルールを理解しているかどうか確認するために、簡単

な課題を行うことがある。しかし、課題を行うことで理解の度合いを確認できる一方で、子どもの注意力が持続する時間が減ってしまうので、注意が必要である。なお、これらの課題のうち、いくつかは、事前ないし、事後に調べることも可能である。

- ・ 本当：「本当のことを話してください」の理解を図るために、以下のような課題を行う。「私の靴が赤だと言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。」
- ・ 知らない：「私の犬の名前を知っていますか」（子どもが「ポチ」など、推測で応えたならば）「〇〇さんは私のうちに来たことがないので、私の犬の名前は知らないでしょう。知らないときは知らないって言ってください」。
- ・ 分からないという：難しい言葉を用い、分からないと言ってもらう「〇〇さんのセイベツはなんですか」等。
- ・ 誤りを正す：（1年生に対し）私が「〇〇さんは5歳ですね、と言ったら、〇〇さんは何と言いますか」
- ・ 色や上下左右中外の区別：マーカーを用いて「これは何色ですか」。箱を用いて「箱の上に手を置いてください」「箱の中に手をいれてください」等。

#### （4）補助物の使用

補助物は、面接者側からの情報となり、子どもの記憶を汚染したり、誘導したりする可能性がある。また、補助物があると、面接官は補助物に頼り、言葉によって情報を引き出す努力を控えてしまうことがある。そのため、補助物の使用は最小限とし、使用する場合は面接の最後の段階で用いる。幼児や、障害児に対し、大人はクローズド質問や補助物等で手助けをしたくなるものである。しかし、こういった子どもほど誘導されやすいことを忘れてはならない。

代表的な補助物としては、用紙（配置等を描いてもらう）、ジンジャーブレッドマン（大雑把な身体図）、ダイアグラム（性器等が示されている身体図）、アナトミカルドール（性器などを備えた人形）などがあるが、ダイアグラム、アナトミカルドールは原則として使用しない。

#### ア 用紙

場所や配置について言葉で説明してもらった後に、それを絵で表してもらうことはある程度有用である。犯罪が複数の場所で行われた場合などは、それごとに用紙を分けて説明してもらう等の使用が可能である。なお、ペンは2本用意し、子どもが用いるペン（例えば黒インク）と、面接者が用いるペン（青インク）を区別する。子どもが描き、言葉で注釈をした場合は、それを書いてもらうか、面接者が書き加える。

用紙の使用は最小限とし、書き終わったならば、すぐに片付ける。さらに絵を描き足すなどし、ファンタジーが混入する可能性があるからである。

#### イ ジンジャーブレッドマン

身体の部位について言葉で説明してもらった後に、それをジンジャーブレッドマンで示してもらう。部位の命名を求め、その用途を尋ねておく。（「ノノさんと言ったけれど、それは何をするところですか」等）

## ウ ダイアグラム・アナトミカルドール

ダイアグラム、アナトミカルドールは性器なども備えた絵、人形である。抵抗を示す子どもは多く、また、ダイアグラム／ドールを見る事が、誘導となる可能性もある。特に子どもが人形に対して行ったこと（性器をひっぱる、性器に指を入れる）等を実際に行われたことであると解釈することは危険である。したがって、ダイアグラム、アナトミカルドールは用いない。

## 6. 実施に際して

司法面接ガイドラインは、適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし、①約束事、ラポール、エピソード記憶の訓練を行い、②定型的な質問によって問題となる出来事を尋ね、③「誘いかけ」を中心に面接を行えば、面接者に由来する誘導は大幅に減少し、より正確性の高い情報が得られる。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので、その通りに試してみたい。また、そのようにして行った面接を見直し、スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより、面接の技術は大きく改善されるだろう。

## 第3 司法面接の開発の経緯と諸外国の状況

### (1) 司法面接の開発

司法面接と呼ばれている面接法は、forensic interview の訳であり、investigative interview（捜査／調査面接）とも呼ばれる。このような面接法が開発されるにいたった経緯としては、大きく2つの源泉があるように思われる。

第一は、子ども証言に端を発する冤罪事件である。1980年代にアメリカで起きたマクマーチン事件では、マクマーチン幼稚園に通う子どもが教師に性虐待を受けたと告発をした。裸の映画スターごっこをした、馬を殺して園庭に埋めた等、様々な供述があったが、物的証拠はなく、最終的には子どもの証言の信用性が否定された。繰り返し行われた誘導的な面接（「あなたの記憶をテストするよ」と言いながら話を聞くなど）に原因があったのだと考えられている。同様の事件がイギリスでも起きた。子どもの被暗示性に関する研究成果を踏まえ、誘導のかからない面接法として、自由報告を主体とする面接法が開発されるようになった。

第二は、司法における子どもの不利益の是正である。イギリスは1990年代初頭まで、7歳未満の子どもの証言は認められなかった。より年齢が高く、証言を許されても、負の体験について繰り返し聴取される、法廷という馴染みのない場所で尋問を受ける等、子どもへの配慮は十分でなかった。英国は最も早い時期に司法面接を法システムに導入した国の一つだが、その大きな目的は司法の利益と子どもの利益とのバランスをとることであった（英国内務省・保健省、2007）。そこでは、子どもが裁判の過程で二次被害を受けることのないよう、様々な特別措置、例えば子どもへの尋問では法曹は法服を脱ぎかつらをかぶらない、立ってではなく座って尋問する、ビデオリンクを用いる、などの措置が取られるようになった。そのような改善の一つとして、子どもへの面接は原則として1度、司法面接を行い、録画は子どもの主尋問とすることができるという決定がなされた。

### (2) 司法面接の種類と内容

現在では各国で様々な面接法が用いられている。英国のガイドラインで提唱されているフェイズド・アプローチ、カナダで用いられているステップワイズ面接、ドイツで用いられている構造面接、アメリカの心理学者フィッシャー教授らが開発した認知面接法、アメリカの検事であったヴェイス氏らが開発した Finding Words、アメリカの National Institute of Child Health and Human Development（国立子ども健康人間発達研究所）でラム博士らが開発した NICHD プロトコルなどが有名である。

種類は多いが、どのガイドラインにおいても①グラウンドルール（「本当のことを話してください」「分からなければ分からないと言ってください」等、面接での約束事を告げる）、②ラポール（暖かいが、親密すぎることのない関係性を築き、情報をもっているのは子どもであり、子どもが主体的に話すのだということを理解してもらう）、③自由報告（質問をして回答を求めるのではなく、「話してください」「そして」「それから」といったオープン質問や促しにより、子どもに自分の言葉で話してもらう）、④質問は最小限にする、⑤クロージング（終結の手続き）を行うなどは重視されている。

NICHD プロトコルはアメリカのソルトレーク子ども司法センター（子どもの権利擁護機関の一種）、イスラエル、北欧の国々で用いられており、特にイスラエルでは国の標準となっている。NICHD プロトコルはまた、実証研究が多いことでも知られている<sup>2</sup>。本ガイドラインも、NICHD ガイドラインに沿ったものとなっている。

### （3）司法面接の課題と多職種連携

子どもが被害を申し立てても、それがすぐに事件化されるわけではない。疑いはあるものの立件するだけの証拠がそろわなければ、福祉的、あるいは医療的な対応だけが行われることもある。また、司法的な訴追が行われるにしても、福祉、医療的な支援が必要なケースは多い。子どもが、司法、福祉、医療、カウンセリングなどのケアを受けるために諸機関を移動し、そのたびに面接を受けることがないように、近年は多職

#### <sup>2</sup>（1）NICHD プロトコルはより情報を引き出す（Orbach, et al., 2000）

プロトコルを用いた面接（以下、プロトコル面接）55件と、用いていない非プロトコル面接50件を比較した。両群とも、子どもの年齢、虐待の種類、加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では、面接者はより多くのオープン質問を行っていること、オープン質問では他の質問よりも、より多くの詳細情報が得られることが示された。

#### （2）NICHD プロトコルは開示を促す（Sternbeg, et al., 2001）

50人の面接官が行った、プロトコル導入前の面接（非プロトコル面接）と導入後の面接（プロトコル面接）を比較した。非プロトコル面接に比べ、プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること、プロトコル面接はより組織化されており、家族に関する情報などが、より多く得られていること等が示された。また、オープン質問に対する開示の率は、プロトコル面接では89%であったのに対し、非プロトコル面接では36%であった（オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる）。なお、被面接者の半数は4-6歳であったが、オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

#### （3）プロトコル面接における質問の効果（Lamb, et al., 2003）

性虐待を受けたとされる130人子ども（4-8歳）にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問（「触られた」ことについて話して）は、時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが、オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく、4歳では43%、6-7歳では48%、8歳では57%であった。

#### （4）プロトコルは査定を容易にする（Hershkowitz, et al., 2007）

42人のイスラエルの熟練した面接官が、以下の24の面接について、虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24の面接のうち12件はプロトコル面接であり、残り12件は非プロトコル面接であった。また、それぞれ12件のうち半数（6件）は、外部資料（医学的証拠、被疑者の自白、目撃者証言等）にもとづき、実際に虐待があった可能性の高い面接であり、残り6件は可能性の低い面接であった（つまり、プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が6件、「蓋然性が低い」面接が6件、非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が6件、「蓋然性が低い」面接が6件である）。これらの面接について、面接官が面接の内容だけを見て、虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果、プロトコル面接では、面接官による評定の60%が正確であり、特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では95%、「蓋然性が低い」とされた面接では24%が正確であった。一方、非プロトコル面接では、正確な判断は29%であり、外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は38%、「蓋然性が低い」とされた面接では12%であった。この他、NICHD プロトコルについては多くの研究がなされており、開示の率、面接官の性別の影響、CBCA（Criteria-Based-Content Analysis：基準にもとづく内容分析）等について、様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的、質的差異があることを示している。

種連携アプローチがとられるようになってきた。

一つの理想的なかたちは、一カ所に多職種の専門家が集まり、司法面接での事実確認をモニターで観察し、司法面接の結果をもとに子どもへのサポート体制を組むことである。例えば、アメリカ・オレゴン州のエマニエル子ども病院に付設されているケアズ・ノースウエストという施設では、被害を訴えた子どもに対し、身体検査、司法面接を行い、それを福祉や刑事が観察し対応する。韓国・ソウル市の警察病院に付設されているワンストップ・サポートセンターでは、被害者に身体検査と司法面接を行い、その後必要に応じて心理療法、弁護士によるサービス、警察による司法的な支援を行う。日本でも大阪の阪南病院に設置されたSACHICO（性暴力救援センター）などで、ワンストップの支援が受けられるようになっている。

ワンストップは小さな部屋が3, 4つ、すなわち司法面接室、モニター室、質素だが必要な検査のできる診察室があれば可能である。司法面接、福祉、司法、医療の多職種連携による支援活動ができるようになっていけば、子どもへのケアは大きく前進するであろう。

## 文献

アルドリッジ, M. ・ウッド, J. 仲真紀子(編訳)(2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.

ボーグ, W. ・フラゴア, R. ・アービン, D.L. ・ブロードリック R. ・ケリー, D.M. 藤川洋子・小沢真嗣(訳)(2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.

英国内務省・保健省(編) 仲真紀子・田中周子(訳)(2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)

Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.

法と心理学会ガイドライン作成委員会(編)(2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.

Lamb, M. E., & Fauchier, A. (2001). The effects of question type on self-contradictions by children in the course of forensic interviews. *Applied Cognitive Psychology*, 15(5), 483-491.

Lamb, M. E., Orbach, Y., Sternberg, K. J., Hershkowitz, I., & Horowitz, D. (2000). Accuracy of investigators' verbatim notes of their forensic interviews with alleged child abuse victims. *Law and Human Behavior*, 24(6), 699-708.

Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.

Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.

Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternberg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children' s responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.

- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.
- 仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森(編)面白言語のラボラトリー. 北大路書房. Pp. 135-154.
- 仲真紀子 (2001b). 子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-. 法と心理, 1, 80-92.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接：事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.



## 付録 1：質問の種類

自由報告に加えて、さらなる情報を得るための質問を以下に示す。

### 1. オープン質問

オープン質問は、「誘いかけ」と「促し」に分けられる。

#### (1) 誘いかけ

- ① **出来事の分割**：子どもが話してくれたことを、いくつか区切り、さらに詳細な情報を得る。例えば、子どもが「友達と遊んだ」と言った場合、「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを、全部話して」などと尋ね、より多くの情報を求める。
- ② **手がかり質問**：子どもが話してくれたことについて、さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど、そのことについてもっと話して」等。
- ③ **それから質問**：子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

#### (2) 促し

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。

- ① **エコーイング（おうむ返し）**：子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ、面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
- ② **あいづち（特定の情報を含まない返事）**：OK、ふむなど、意味を含まない言葉。

### 2. WH 質問

質問においては、すでに出てきていることのみを対象とする WH 質問を用いるように注意する（出てきていないことがらについての WH 質問は、暗示質問という）。WH 質問に回答が得られた場合は、「誘いかけ」でフォローする。

例えば、「さっき〇〇って言っていたけれど、それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような・・・？」（直接質問）で尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっと話して」と、誘いかけで尋ねる。

なお、「なぜ」は告白口調になる場合があり、また理解、産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく、「どのようにそうなったのか」「そうになった理由」を尋ねる。

### 3. クローズド質問

「はい、いいえ」で答える質問や「A か B か」で答える質問である。クローズド質問は、ブレイクの後、吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様、「誘いかけ」で補う。例えば、「さっき〇〇って言ったけど、それはA ですか？／服の上ですか、下ですか／△△について覚えていますか？」と尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっと話して」と、誘いかけで尋ねる。争点を含むクローズド質問は、行ってはならない。

### 4. 暗示質問

子どもがそれまでに話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問を暗示質問という。こ

これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば、「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は、何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話して」と「誘いかけ」で尋ねる。

表 2：質問のまとめ

質問の名称	定義，例，どこで用いるか
誘いかけ	面接者から情報を提供することなく，子どもから情報を得る。「もっと話して」 ①出来事の分割（朝起きてから，〇〇までのことを，全部話して），②手がかり質問（さっき〇〇って言うていたけれど，そのことについてもっと話して），③それから質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成，エピソード記憶の訓練，本題への移行をはじめ，できるだけこの質問を用いる。
促し	面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様，ラポールの形成，エピソード記憶の訓練，本題への移行をはじめ，できるだけこの質問を用いる。
直接質問（焦点化質問）	子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねる WH 質問（いつ，どこで，誰が，何を，どうした，どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さっき〇〇って言うていたけれど，それはどこで？）
誘導質問（選択質問）	ブレイクの後で，吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言うてたけれど，それはお家の中かな，外かな？）
暗示質問	ブレイクの後で，吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないことについて，特定の答えを仮定，含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言うてたけれど，それは，□□したってことかな？，他に誰か〇〇した人はいる？）

## 付録2 最小限度の手続き

以下は最小限の手続きを示す。

## 【導入】

1. 今日は \_\_\_\_年\_\_月\_\_日で、時刻は\_\_時\_\_分です。私は \_\_\_\_\_ さん【被面接者】に、  
\_\_\_\_\_ 【場所】で面接をします。

こんにちは、私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもあります。○さんに迷惑がかかることはありません。

2. 面接を始める前にお約束があります。

- ① (本当) 今日、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。
- ② (わからない) もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。
- ③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。
- ④ (間違い) もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。
- ⑤ (その場にいらない) 私はその場にいなかったので、何があったか分かりません。どんなことでも、あったことを話してください。

3. ラポール：○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。

## 【自由報告】

5. それでは、こんどは○さんがどうしてここにいるか／ここに来たか、話してください。

(出てこなかったら次のような文言を行う)

- ① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。
- ② ○さんの\_\_\_\_\_ 【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。

## 【質問】

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか?⇒yesならば、それでは一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて話してください。

## 7. オープン質問

- ① 何があったか全部話してください。
- ② ○してから△までのことを，全部話してください。
- ③ さっき○○って言うていたけれど，そのことについてもっと話してください。
- ④ それから？ そして？ あとは？
- ⑤ エコーイング（子どもの言葉を繰り返すのみ）
- ⑥ ふん， ふん

## 8. WH 質問

## 9. ブレイク

## 10. クローズド質問

## 11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問

- ① その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。
- ② このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ③ ～されたことはありますか。

### 【クロージング】

## 12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて、どうもありがとう。

- ① （知っておいた方がよいこと）他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
- ② （話しておきたいこと）他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③ （質問）○さんからは、何か質問はありますか。
- ④ （連絡先）また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。」

## 13. 今は[時，分]です。これで面接を終わります。